

令和4年度（令和3年度実施）堺市立学校教員採用選考試験における  
「大学等推薦対象選考」の対象者の決定に関する要項

この要項は、堺市立学校教員採用選考試験において行う選考区分「大学等推薦対象選考」の対象となる者を決定するために必要な事項を定めるものとする。

第1 推薦が可能な大学等

大学等推薦対象選考の対象となる者を推薦することができる大学等は、推薦の対象となる校種等（教科）（小中一貫教育推進【英語】は小学校、中学校（英語）の両方）の教諭一種普通免許状取得の課程認定を受けている大学又は教諭専修普通免許状取得の課程認定を受けている大学院もしくは教職大学院（以下「大学等」という。）とする。

第2 推薦の対象となる校種等（教科）及び推薦可能人数

各大学等ごとに推薦することができる人数は、校種等（教科）ごとに次のとおりとする。

- |                                   |        |
|-----------------------------------|--------|
| (1) 小学校・特別支援学校小学部                 | 1名     |
| (2) 中学校・特別支援学校中学部のうち、数学、理科、美術及び技術 | それぞれ1名 |
| (3) 小中一貫教育推進【英語】                  | 1名     |

第3 推薦の要件

各大学等から推薦することができる者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項<sup>(※1)</sup>に該当せず、かつ、次の(1)から(5)までの要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 堺市立学校教員を第1志望とし、選考試験実施の翌年度の採用を希望すること。
- (2) 学業成績が優秀<sup>(※2)</sup>であり、かつ、本市の教員として優れた実践力を発揮することが期待できること。
- (3) 試験実施年度の末日において59歳以下であること。
- (4) 試験実施年度の末日までに、上記第1で定める大学等を卒業見込、又は修了見込であること。
- (5) 大学から推薦する場合は、出願する校種等（教科）の教諭一種普通免許状（小中一貫教育推進【英語】は小学校、中学校（英語）の両方）を現に有し、又は試験実施の翌年度4月1日までに取得できる見込みであること。

大学院又は教職大学院から推薦する場合は、出願する校種等（教科）の教諭専修普通免許状（小中一貫教育推進【英語】は小学校、中学校（英語）の両方）を現に有し、又は試験実施の翌年度4月1日までに取得できる見込みであること。

※1 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。

※2 「学業成績が優秀」とは、取得単位科目の評価が「優」「良」「可」のうち、「良」以上が80%以上でありかつ「優」が50%以上であること。ただし、「優」「良」「可」の評価は、大学等において100点満点に換算し、下表のとおりとする。

なお、大学院及び教職大学院の区分から推薦する者については、大学院及び教職大学院での取得単位科目の成績評価とし、大学での成績評価は通算しない。

| 評価 | 点数            |
|----|---------------|
| 優  | 80 点以上        |
| 良  | 70 点以上 80 点未満 |
| 可  | 60 点以上 70 点未満 |

#### 第4 推薦に係る提出書類

大学等推薦対象選考の対象となる者の推薦に当たっては、大学等は、次に掲げる書類を堺市教育委員会に提出するものとする。

- (1) 推薦書類送付票
- (2) 推薦書
- (3) 所定の受験願書及び切手票
- (4) レポート
- (5) 成績証明書 ※大学等で定める様式
- (6) 成績内訳表

#### 第5 対象者の決定等について

- 1 レポート等、大学等からの提出書類の内容を総合的に審査のうえ、堺市教育委員会において、大学等推薦対象選考の対象とする者を決定する。
- 2 1による審査の結果、大学等推薦対象選考の対象としなかった者については、同一年度の「一般選考」において同一の校種等（教科）を志願したものとみなす。
- 3 大学等推薦対象選考の対象者の決定後に、当該対象者が大学等推薦対象選考の受験を辞退しようとする場合又は当該対象者が有効に受験しなかった場合は、当該対象者を推薦した大学等は、推薦の取下げを書面で速やかに堺市教育委員会へ届け出るものとする。
- 4 大学等推薦対象選考の対象者として決定し、試験に合格した場合であっても、試験実施年度の末日までに卒業又は修了できなかった場合は、合格により得た一切の資格を失うものとする。

#### 第6 その他

- 1 この選考区分で合格した者は、大学院進学又は在学を理由とする採用候補者名簿登載期間の延長はできないものとする。
- 2 この要項に定めるもののほか、大学等推薦対象選考の実施に関し必要な事項は別に定める。